

○議長（井上光三君）

続いて通告6番 6番 秋山稔君の一般質問を行います。

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔です。通告に従いまして一般質問をいたします。

1番目ですけれども、呼吸器疾患者の避難先での対策についてであります。

（1）呼吸器疾患を有する方の在宅酸素濃縮装置や携帯酸素ポンベの手配等、避難先での対策についてでありますけれども、南海トラフ地震は山梨に震度6が想定されています。建物被害は全壊が6910棟、半壊が3万930棟、停電が14万5900戸と山梨県が公表しています。ということ踏まえまして、富士川町におきまして、在宅酸素を使用している方は10数名と伺っています。在宅酸素を使用して生活している方から、災害時には私たちはどうすればいいのかわからないというような意見を伺いまして、避難するには、どこへどうやって避難すればいいのかわからない。また、避難先では、いざ大災害が発生した時、まず先に、我々は酸素ポンベの心配をする、予備もあるが避難先には電源の確保ができていいのか、長時間の停電で予備の酸素ポンベも使い切ってしまったらどうしよう。希望とすれば、使用している携帯酸素ポンベの種類等を町で把握してほしいというようなことを言うておりました。

そして、町のどこか1か所にポンベを保管していただき、自宅避難をしても、それから避難先でも1か所に配送していただければ、家族がそこに取りに行けばいいので助かるということも話してくれました。

そこで、在宅療法を受けている方々の緊急災害時における対策ですが、病気や酸素機器の種類等を把握することも必要ですが、例えば、病状を把握していれば病院や事業者に、本人に代わってすぐに対処できるのではないかと思います。

例えば、自宅避難での酸素が使用できない時の対処、避難先で酸素が使用できない時の対処と多種に渡ることが想定されています。把握することで、少しでも早く対処ができるのではないかと思います。医師の指示によりまして、個々、人の酸素量は違いますけれども、多量の酸素を必要とする方が災害によって長時間の停電になると、酸素吸入ができなくなり、酸素が使えなくなった時には体調の変化によって病状が悪化し、生命の危険が予想されます。

先に述べたとおり、避難先でも自宅避難していても、急に酸素が使用できないことによる呼吸困難があることも考えられます。避難先へ酸素ポンベを携帯しないことも考えられます。もちろん、患者本人も日ごろから、携帯用酸素ポンベや発電機を準備する自助努力も求められると思います。

以上のことから、災害時での対策について伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの呼吸器疾患を有する方の避難先での対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。呼吸器疾患等により、在宅酸素を利用している方の機器等の管理については、専門性が必要となるため、医療機関から依頼された在宅医療機器取扱業者が対応しております。一時的な停電や、短期の災害時避難の場合には、日頃より利用者の方は、取扱業者と酸素の利用が継続できるように、携帯用の酸素ボンベの確保など対応を確認しております。

また、長期の避難となる場合も、基本的には取扱業者が利用者の安否等の確認を行い、酸素の供給の対応を行うこととなっております。

しかし、万が一災害時に避難先で取扱業者が対応できない場合は、町が利用者のかかり付けの医療機関や、災害時の医療救護についての協定を結ぶ、南巨摩郡医師会北部班、峡南医療センター企業団富士川病院などと連携し、支援していく予定であります。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

今述べたのは、患者さん皆さんが大変不安に思っていることでありますけれど、町としても訪問してやっていただいていることは承知してはいますが、訪問介護をした時に、少しでもそういう不安を払拭していただけるようお願いしたいと思います。

それでは（2）番の質問にいたします。松本市の医師会、歯科医師会等が作成した「松本広域圏災害医療連携指針」から一部抜粋させていただいたものですが、広域災害を想定した患者対策といたしまして、地域に患者が避難できるセンターをあらかじめ決めておく。自治体、公共施設、病院、民間、企業などですけれども、そしてセンターにはあらかじめ酸素ボンベ、発電機と燃料、酸素濃縮器、液体酸素、簡易ベッドを設置すると。それから事業者は、センターの担当者を決めておき、患者が2次避難するまで責任を持つ。患者をできるだけ被災地外に2次避難させ、呼吸不全の増悪を予防して、患者の救済および被災地病院の負担の軽減を図るというようなことをまとめてあります。このように最後まで責任を持つことや、自治会が想定されることを準備しておくことも必要であると考えております。ある方が、「私たちが一番心配なのは、普段は町外の病院で受診しています。災害の時には、富士川病院には市川三郷病院で診てくれるのか、とても心配になります」と伺っています。

そこで富士川町におきまして、災害時に平素は他町の病院で受診していても、峡南医療センターで対応できるよう要望できないか、伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの町外の病院を受診している方の峡南医療センターへの要望についてのご質問の答弁をさせていただきます。

町では、南巨摩郡医師会北部班及び、峡南医療センター企業団富士川病院と、平成29年10月10日に災害時の医療救護に関する協定を締結いたしました。その中で、災害発生時には資機材の使用、並びに業務への協力を要請するものとなっていることから、町では状況に応じて対応をしていただけると考えております。

ただし、在宅酸素を利用している方は、医師の指示のもと在宅酸素療法を行っているため、在宅医療機器取扱業者と日頃より災害に備えて準備をしていると確認しております。

こうしたことから、万が一災害時に避難先で取扱業者が対応できなく、また、利用者のかかりつけ医療機関からも支援が受けられない場合には、富士川病院へも対応を要望して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

今、29年10月10日に協定をされたということでありまして、多分これはCATVで再放送される時に、これを見た患者さんたちは、とても安心するのではないかと思います。私がいったときには、やっぱりそういうことも知らなくて、私も聞いていたんですけど、そういう協定があるということであれば非常にいいことと思っています。

それでは3番目の質問に移ります。

3. 11の時に、業者が業者側の立場として、東日本大震災における要旨として次のようにまとめています。「3. 11の地震発生時、営業所には患者や医療機関から酸素ポンベの配送や医療機関に、避難した患者対応の電話が殺到した。営業所には備蓄ポンベが不足し、津波に流されず残った酸素ポンベ50本を確保した。東京の支援本部では酸素ポンベや酸素濃縮装置などの医療機関や支援物資の手配・全国の各支店の支援要員や派遣要員を行った」と、大震災の時には大変苦労したといういを述べてまとめております。

今後の課題として、「災害時の支援における行政、医療機関、在宅酸素事業者の連携体制の確立が大切である」ということも言っております。南海トラフ地震が想定される中、町と在宅酸素取扱い事業者との間で、酸素ポンベや酸素濃縮装置等の災害協定を結ぶ必要があるのではないかと思います、伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの、町と在宅酸素取扱業者との災害協定についてのご質問の答弁をさせていただきます。

災害協定について、県内の在宅医療機器取扱業者に確認を行ったところ、医療機関と災害協定の締結は行われておりますが、県内の市町村との災害協定の締結は行われていないという回答がありました。

医療機関と取扱業者との災害協定が締結されている理由は、在宅酸素を利用している方は、医師の指示のもと在宅酸素療法を行っているため、取扱業者は医療機関から依頼された利用者に対しては、災害時にも対応ができるよう、日頃より準備をしているとのことでした。

こうしたことから、町と在宅酸素取扱業者との災害協定の締結は、難しいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

今述べていただいたように、町との協定はしないということでありませうけれど、どのように解釈すればいいか私もわかりませうけれども。わかりました。

次に移ります。

○議長（井上光三君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

引き続き通告6番 6番 秋山稔君の一般質問を行います。

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

それでは、2項目の災害時の安否確認方法についての質問をします。

昨年の9月第3回の定例会におきまして、災害時の安否確認について、住民の方から旗を掲示していただくことを発言いたしました。その際、全戸数の旗といひますか、タオルとかハンカチとかですが、作成をお願いいたしました。それで、防災交通課長からは「導入に向け検討する、費用面についても検討する」という答弁がございました。これはもう、すぐ作っていただけると私は理解していたんですけど、災害が発生してからでは、このことが役に立ちませう。事前に、しかもできるだけ早く準備していただくことが、価値があると思ひます。

その後、その旗と申しますか、お願いしたものが、どこまで導入に向けて検討されているのか伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。町は、災害時の避難状況の把握について、各区から避難や安否確認情報を収集することとしております。

しかし、災害による混乱の中で、区が全ての区民の安否状況を把握することは困難であり、安否未確認者の捜索救助活動を行ううえで、全ての家屋を確認することは時間がかかることから、黄色いハンカチを掲げて安否を確認する方法などが有効であると考えております。

こうしたことから、各区で地区防災計画の策定に向けた説明会を開催し、計画内に盛り込む内容として、ハンカチやタオルを活用した安否確認方法を提案して参ったところであります。

今後は、現在各地区で策定済みの「災害対応マニュアル」見直し時や新たな地区防災計画策定時、また、明年度開催を予定しています防災リーダー講習会など、さまざまな機会を利用して、導入に向け取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

先ほど答弁されまして、各区に入っただいて説明会を開いていただき、その中に、ハザードマップについてという冊子をいただきまして、各地区を回って、そういう災害の復旧などいろいろ説明していただき、各区に来ていただけたということは、各区の皆さん大変喜んでおります。

それで、先ほど課長が言われた各区に入って説明した中に、その他として「黄色いハンカチ等を活用した災害時の安否確認方向の確認」と書いてありますよね。これは、今言われたとおりなんですけど、これは区で作るということですか、それとも、この意味について、ちょっとわかりかねるんですよね。区で作るのか、私は「費用の面についても、そんなにかからないと思いますけれど」と言いましたら、「費用の面についても検討します」ということなので、そのときには、旗もハンカチも、費用についても町のほうですべてみてくれるというふうに、自分自身ではそういう解釈をしました。作ってくれるものと解釈していたのですが、その他の項で、こういうことが書いてあったんですが、これは町では作りません。区に来てこういう説明をしたら、「災害の時には黄色いハンカチ等を活用した災害時の安否確認方法の確認」と言われても、どういうふうに理解すればいいのか、ち

よっとわからないですよ。区で作るということを言っているのか、そこがちょっとよく分からないんですけれども。

それで、昨年9月の定例会の時に、私はそういう発言をしました。それで、今から作ってくれるか、作ってくれないかは別問題として、樋口議員が昨年9月の定例会にドローンの発言をして、それを採用するか、しないかはわからないんですけれど、当初計画の中に防災のほうで機体購入として34万1千円計上してありました。昨年9月の時に、防災交通課長のほうもドローンに向けては「導入に向け検討する」と同じ答えを言っているんです。私にもそういうふうに言ったんです。だから、この9月の時に同じ質問をして、同じ答えをもらって、1つのほうは「機体購入しますよ、34万1千円のドローンを買いますよ」、だけど私のほうは「旗だったからしませんよ」というふうにもとれる、どうして同じ答えをもらって、同じ定例会で発言しているのに、一方が計上されて、一方は計上されないという、そこが私には理解できないんですが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、災害時の安否確保については各地区でさまざまな確認方法を行われております。今後、町といたしましても、このタオルを掲げた安否確認方法等について、その有効性をよく浸透させた上で導入していかなければ、スムーズな導入ができないと考えておりますので、今後も、先ほど言いましたとおり、防災リーダーの講習会やさまざまな機会を通じまして、その有効性についてご説明を伺ったうえで導入していきたいと考えております。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

有効性というのは、この前の9月議会の時に私は「4区で菴米、平林でやって、菴米区では実際にやったと。それで、やった中で80%協力してくれましたと、そういう実績があるからどうですか」とお願いしたんですよ。実効性があるかどうかということ、今年の令和2年度の当初予算の中に入っていないということは、もう今年には作らないから令和3年になりますよね。令和3年に作るか作らないか、その辺もわかりませんが、令和3年になって有効性があるかないかということになると、もし有効性がなければ令和4年になるとか、これではその間に大きな地震がきたときに、どうするかと言ったら、なにもならないですよ。私がかっき言ったとおり、できるだけ早くしてください。これだけやって有効性があるって、かなりその時に役立ちますよと言って、それでまだ有効性があるかどうかということ、どう受け止めではいいですかね、やっぱりこの問題はあま

り提案してもよくないということですか。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。有効性は町のほうとしても承知しておりますので、これを各区、各地区に十分浸透させた中で、導入していきたいと考えております。以上です。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

「浸透しますよ」と言っていたのですが、先ほど言ったように課長のほうで各地区を回って説明していただいたことは、非常に感謝しているんですけど、せっかく回っているのに、この中に入れていただいて、「有効性がありますよ、こうすれば絶対いいですよ」ということは、この時言わなかったですよ。じゃあ来年度にまたこの有効性をやって、今言ったように有効性がなければ、またその翌年度にまわすということも考えられますよね。だから、その旗というのは、いつ作る予定でいますか。その辺を伺いたいと思うんですが。私は作ってくると思っているんですけど、町のほうでは作らないよと言うのであれば、それはしょうがないんですけど、ということですけど、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。いつまでということですけども、具体的なものは決まっていませんので、いつまでとは具体的には言えませんが、なるべく早い時期に、今年度中にその方向性を出してきたいと思います。以上です。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

今年度中にと発言していただきましたが、それならそれでも仕方ないと思うんですけども、先ほど樋口議員のドローンの件と、私が発言してどうですかって言ったが件と、私のほうの発言とそれから受け取る方の受け取り方というのが、かなり差があったんじゃないかなというふうに私個人は思っています。だから、返答1つにしても、同じ返答をして、1つのほうは導入します、1つは導入しませんと言う。もっと早く言うと、どういうふうにそれを決めたくていうことを、また聞きたかったんですけども、それはドローンについては課内の中で、

皆さんと打ち合わせをして、これを採用しようとか、旗は、こんなものは後にしようとかの中で打ち合わせをして決めたのか、その辺は、私はわかりませんが、いずれにしろ作っていただけるといふふうに解釈してよろしいですか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

どのようなタオルにするのか、ハンカチにするか、まだ具体的に決まっていませんので、その内容等が決まり次第、その費用面についても町のほうで検討して参りたいと考えております。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

しつこいようですけれども今年の当初予算に入っていないくて、今年中にじゃあそういうことをやっていただいて、もし早ければ令和3年度には採用していこうかというふうに、もしそれが決まればやっていただけるといふことで理解していただければいいですか。いかがですか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

令和3年までには行っていきたいと思っております。

○6番議員（秋山稔君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

わかりました。そう言っていただければ、私も質問してよかったと思っております。できるだけ早くしていただけるようよろしくお願いいたしますと思っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告6番 6番 秋山稔君の一般質問を終わります。